

○小浜市水道事業給水条例

平成10年3月30日
条例第16号

小浜市水道事業給水条例(昭和36年小浜市条例第8号)の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事および費用(第5条—第12条)
- 第3章 給水(第13条—第23条)
- 第4章 料金および手数料等(第24条—第35条)
- 第5章 管理(第36条—第41条)
- 第6章 貯水槽水道(第41条の2・第41条の3)
- 第7章 補則(第42条)

附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、小浜市水道事業および簡易水道事業の給水についての料金、加入金および給水装置工事の費用負担、その他の供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 小浜市水道事業および簡易水道事業の給水区域は、小浜市水道事業および簡易水道事業ならびに下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年小浜市条例第34号)第2条第2項第1号および第3項第1号に定める区域とする。

2 給水区域内で、配水管が布設されていないところについては給水を受けようとする者が、工事費の負担をすることにより給水することができる。ただし、給水能力または特殊な地形のため給水が著しく困難と認められるところでは給水をしないことができる。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業および簡易水道事業ならびに下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1戸または1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸もしくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事および費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去しようとする者は、上下水道事業管理規程で定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、管理者は必要と認めるときは、利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕または撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者または管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意

書等の提出を求めることができる。

4 給水装置の新設、改造または修繕をする者およびその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。

5 給水装置の新設、改造または修繕をする者およびその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(既設給水装置の利用、申込みおよび工事の施行)

第8条 既設の給水装置に市の水道を接続しようとする者は、あらかじめ管理者の定める検査を受け、政令第6条に定める基準に適合しなければ接続することができない。

2 既設の給水装置が適合する場合は、第5条および前条の規定を準用する。

(給水管および給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事および当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否または給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情および法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはない。

2 前項の給水を制限または停止しようとするときは、その日時および区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、または管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かななければならない。

(管理人の選定)

第16条 **次の各号**の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、**前項**の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。
(同居人等の行為に対する責任)

第17条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。
(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、管理者は、所有者または使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。
(メーターの貸与等)

第19条 水道事業の給水区域のメーターは、管理者が設置して、水道の使用者または管理人もしくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。ただし、**次の各号**の一に該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることがある。

- (1) 1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (2) その他管理者が定めるとき。
- 2 簡易水道事業の給水区域のメーターは、給水装置の新設時は申込者が設置し、更新は管理者が行い、水道使用者等に保管させる。
- 3 **前2項**の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 4 保管者が**前項**の管理義務を怠ったために、メーターを亡失または毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、**次の各号**の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) メーターの口径(以下「口径」という。)または用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、**次の各号**の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名または住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消火栓を消防用に使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、またはその住所に変更があったとき。
(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防または消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。
(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、または漏水しないよう、給水装置を管理し異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 **前項**において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 **第1項**の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
(給水装置および水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置または供給する水の水質について水道使用者等からの請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 **前項**の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
- 3 管理者は、検査の必要がないと認める相当な理由があるときは、検査を拒むことができる。

第4章 料金および手数料等

(料金の支払い義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、1月について別表第1または別表第2により算定した基本料金と超過料金の合計額に、当該合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)および消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額(以下「地方消費税相当額」という。)を加えた額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 演習のため私設消火栓を利用したときの料金は、消火栓1個1回につき1,000円とし、1回の利用時間は5分以内とする。

(料金の算定)

第26条 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第27条 管理者は、料金の算定に際し、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の利用を開始し、または利用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した額

2 月の中途において、口径を変更した場合の料金は、その利用日数の多い料金で算定し、その利用日数が等しいときは、変更後の口径の料金により算定する。

3 水道の利用について、前利用者の給水装置を無届で利用した者は、前利用者に引き続いて利用したものとする。

(臨時利用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により、一時的に水道を利用する者は、水道の利用申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の利用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、口座振替、集金または直接納付の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

2 水道利用を止めた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置を廃止し、または中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(納付後の料金の増減)

第31条 料金納付後、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、または還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(料金の前納)

第32条 管理者が必要と認めたときは、管理者の定める料金の概算額を前納させることができる。

2 前項の料金は、利用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、管理者が利用中止の状態にあると認めたときこれを精算する。

(加入金)

第33条 加入金は、給水装置の新設または改造(口径を大きくする場合に限る。)をする者から、次の表に掲げる額に消費税相当額および地方消費税相当額を加えた額を徴収する。ただし、簡易水道事業については、加入金を徴収しない。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	38,000円
20 "	66,000円
25 "	152,000円

40 〃	476,000円
50 〃	761,000円
75 〃	1,523,000円

- 2 改造に係る加入金の額は、[前項の表](#)の新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額との差額に、消費税相当額および地方消費税額相当額を加えた額とする。
- 3 [前2項](#)の加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込後の設計変更により口径を大きくした場合の不足の加入金は、設計変更の際徴収する。
- 4 既納の加入金は還付しない。ただし、工事着手前に工事を中止した場合または工事中の設計変更により生じた差額については、この限りではない。

(手数料)

第34条 手数料は、[次の表](#)に掲げる区分のいずれかの行為の申込みを受付けた際、[同表](#)に掲げる区分に応じた額を徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

手数料の項目	手数料の額
(1) 第7条第1項 の給水装置工事事業者の指定をするとき。	1件 10,000円
(2) 法第25条の3の2第1項 に規定する指定の更新をするとき。	1件 10,000円
(3) 第7条第2項 の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。	1件 設計額の100分の1。ただし、10円未満の端数は切り捨てる。
(4) 第7条第2項 の工事の検査をするとき。	1件 1,000円
(5) 給水装置の使用を中止または開始するとき。	1件 500円
(6) 給水装置の使用を廃止するとき。	1件 1,000円
(7) 第21条第2項 の消防演習の立会をするとき。	1回 1,000円
(8) 第37条第2項 の確認をするとき。	1件 1,000円
(9) 各種証明書を交付するとき。	1件 300円
(10) 上記以外の手数料	1件 1,000円

- 2 [前項](#)の手数料は、日曜日、土曜日、[国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)](#)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)ならびに職員の勤務時間外の場合は2割5分を加算した額とする。
- 3 既納手数料は、特別の理由のない限り還付しない。
(料金、加入金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金および手数料その他の費用を軽減または免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

- 2 [前項](#)の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。
(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、[政令第6条](#)に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、[法第16条の2第3項](#)の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、[次の各号](#)の一に該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者がこの条例により納付すべき料金、加入金、手数料および工事費等を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、使用水量の計量または検査を拒み、または妨げたととき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物または施設と連結して使用する場合において警告を發しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、[次の各号](#)の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ給水装置の使用がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

2 [前項](#)の切り離しに要する費用は、所有者の負担とする。

(過料)

第40条 市長は、[次の各号](#)の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) [第5条](#)の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕([法第16条の2第3項](#)の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去した者
- (2) 正当な理由がなく、[第18条第2項](#)のメーターの設置、[第26条](#)の使用水量の計量、[第36条](#)の検査または[第38条](#)の給水の停止を拒み、または妨げたととき
- (3) [第25条](#)の料金または[第34条](#)の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (4) 消火のためのほか、管理者に届け出をしないで私設消火栓を使用したとき。
- (5) [前各号](#)のほか、この条例またはこの条例に基づく規程または指示に違反したとき。

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって[第25条](#)の料金または[第34条](#)の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第41条の2 管理者は、貯水槽水道([法第14条第2項第5号](#)に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第41条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道([法第3条第7項](#)に定める簡易専用水道をいう。[次項](#)において同じ。)の設置者は、[法第34条の2](#)の定めるところにより、その水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 [前項](#)に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の小浜市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分または申し込み、届出その他の手続きは、それぞれこの条例による改正後の[小浜市水道事業給水条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年3月23日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月22日条例第53号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月26日条例第15号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の料金で、この条例の施行の日から平成17年6月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、この条例による改正後の第25条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前から継続して供給している水道の料金で、この条例の施行の日から平成24年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、この条例による改正後の第25条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月25日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(料金に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道に係る料金で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、この条例による改正後の第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(加入金に係る経過措置)

3 この条例による改正後の第33条第1項の規定は、施行日以後の工事の申込みに係る加入金について適用し、同日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に工事の申込みをし、同日以後に設計変更をした場合は、新たに工事の申込みがなされたものとみなす。

附 則(令和元年12月20日条例第34号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の小浜市水道事業給水条例第7条第4項および第5項、第8条第1項(「第4条」を「第6条」に改める規定に限る。)、第34条第1項の表ならびに第37条第1項(「第4条」を「第6条」に改める規定に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第14条 施行日前にこの条例附則第12条の規定による廃止前の小浜市簡易水道設置条例によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例附則第9条の規定による改正後の小浜市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1 水道料金表(第25条関係)

メーター	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
口径	水量	料金	8立方メートルを超え10立方メートルまで	10立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの
13ミリメートル	8立方メートルまで	800円	110円	120円	130円	140円
20ミリメートル		1,100円				

25ミリメートル	1,400円			
40ミリメートル	2,700円			
50ミリメートル	3,700円			
75ミリメートル	7,800円			

別表第2 簡易水道料金表(第25条関係)

施設の区分	料金	基本料金(1月につき)		基本量を超える使用量 (1立方メートルにつき)
		水量	料金	
門前・三分一簡易水道		10立方メートルまで	400円	80円
田鳥簡易水道		〃	700円	110円
太良庄簡易水道		〃	700円	100円
仏谷飲料水供給施設		〃	700円	110円
相生・中井簡易水道		〃	400円	80円
堅海簡易水道		〃	600円	80円
泊簡易水道		〃	1,000円	120円
国富簡易水道		〃	400円	80円
宮川簡易水道		〃	1,100円	110円
加尾・西小川簡易水道		〃	800円	120円
宇久飲料水供給施設		〃	800円	120円
池河内簡易水道		〃	1,000円	100円
須縄簡易水道		〃	1,200円	120円
下根来簡易水道		〃	1,400円	140円
中名田簡易水道		〃	1,600円	180円